

野田都市計画生産緑地地区の変更（野田市決定）

野田都市計画生産緑地地区中2号中里第2生産緑地地区ほか1地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考	
番 号	生 産 緑 地 名			
2	中 里 第 2 生 産 緑 地 地 区	—	廃止	△約 0.05ha
191	木 間 ケ 瀬 第 2 生 産 緑 地 地 区	—	廃止	△約 0.27ha
計		—	廃止 △約 0.32ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するもの。